

令和4年度版

犯罪被害者等支援ハンドブック

基本編



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュつとちゃん」

秋 田 県

]基 本 編 目 次

1. 犯罪被害者等が抱える様々な問題	1
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	1
①直接的被害	1
②事件後に直面する状況	1
(2) 具体的に困難な状況	2
①心身の不調	2
②生活上の問題	4
③周囲の人の言動による傷つき	5
④加害者からの更なる被害	6
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
（参考）捜査、裁判の流れ	8
2. 支援に携わる際の留意事項	12
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
①基本的な支援対応の流れ	12
②具体的な対応のあり方	12
《具体的な対応にみる留意点》	14
《支援者自身のケア》	15
(2) 被害類型別特徴と対応上の注意点	16
【殺人等遺族への対応】	16
【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】	19
【交通事故に遭った人への対応】	22
【性犯罪に遭った人等への対応】	24
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	27
【ストーカー被害に遭った人への対応】	30
【虐待された子供（児童）への対応】	32
3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	35
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	35
(2) 関係機関・団体の連携の実際	36
①基本的な連携の流れ	36
②連携の際の留意点	38
4. 犯罪被害申告票の書式	40

1. 犯罪被害者等が抱える様々な問題

平成16年12月、国の犯罪被害者等基本法が制定され、平成18年2月に「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」、平成23年3月に「第2次」、平成28年3月に「第3次」、そして令和3年3月に「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」が策定されました。犯罪の被害を受けた人や、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ち等）については、少しずつ理解が進みつつあります。

しかしその一方で、犯罪被害者等が直面する困難な状況等について、県民や周囲の方に十分に理解されているとはいえない現状にあります。

このような中で、犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、適切な配慮や効果的な支援がなされる社会を目指すためには、犯罪被害者等がどのような体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩して、どのような困難に直面するのかを知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）等によって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



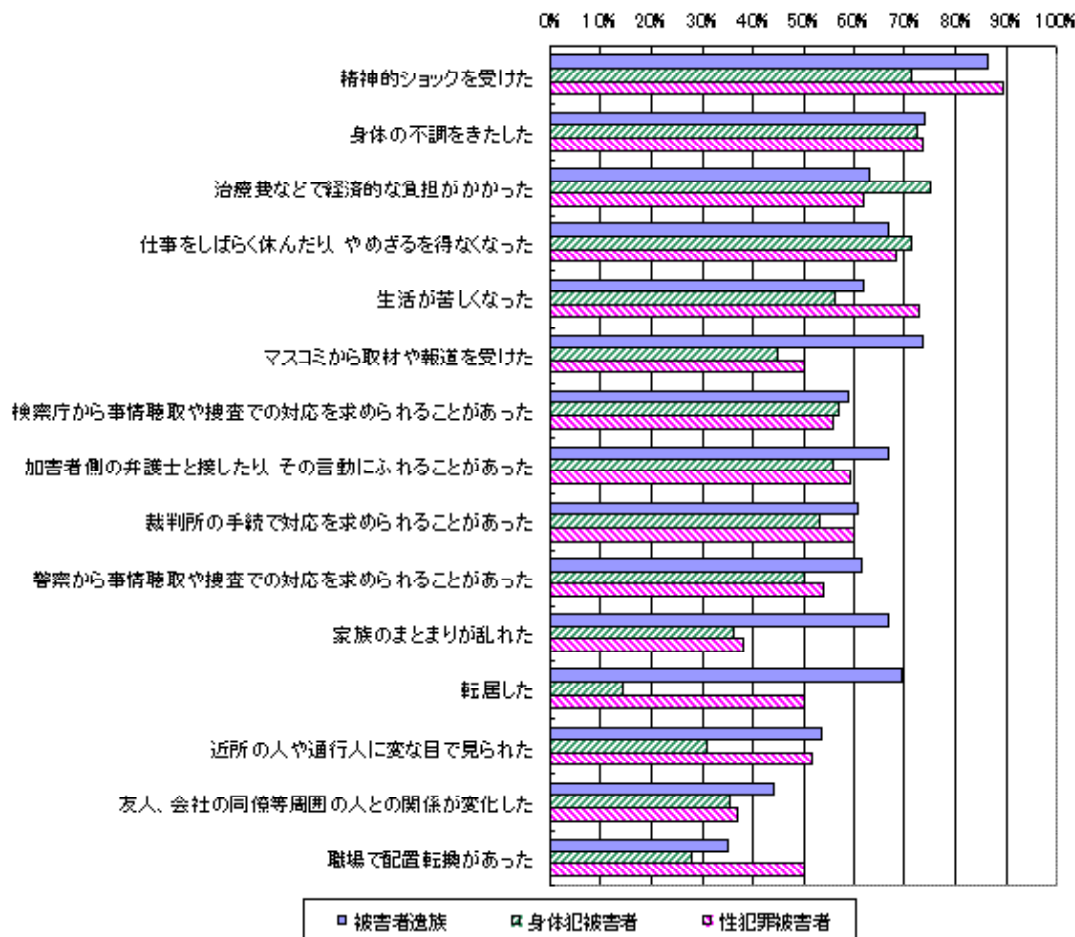
* 事件を目撃した人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

<事件後の状況>

被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者について、事件後に下記のような出来事があったとする被害者等のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した人の割合



平成14年「犯罪被害者実態調査報告書」(犯罪被害実態調査研究会)を基に作成

* ①心身の不調

[直後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- .. 信じられない、現実として受け止められない
- .. 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- .. 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする

* 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照

- .. 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- .. 自分が自分でないような気持ちがする
- .. 現実感がない、夢の中のような感じがする
- .. 事件の時のことがよく思い出せない
- .. 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- .. 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- .. 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- .. 体の反応がある
(ときどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

【 中長期 】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

＜精神的な不調の例＞

- .. 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- .. 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- .. 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- .. 神経が興奮して落ち着かない

＜身体的な不調の例＞

- .. 眠れない
- .. 頭痛やめまい、頭が重い
- .. 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- .. 身体がだるい、疲れやすい、微熱が出る
- .. お腹や身体その他の部分が痛い
- .. 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【 子供 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して次のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- .. 突然不安になり興奮する
- .. なんとなくいつもびくびくする
- .. 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- .. 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- .. 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- .. 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- .. 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- .. 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

- ◎ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障を来している場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

【PTSD】

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）、否定的な考え方が続く状態となります。

【うつ病】

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

【パニック障害】

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤等が続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は様々です。

- .. 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- .. 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- .. 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- .. 放火により、自宅に居住できなくなる
- .. 自宅が事件現場になり、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や、犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します*。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るためのコピー代、弁護士を依頼した場合の費用など、予想しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができない恐れがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子供で、兄弟姉妹がいる場合には、親が兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

* これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

<周囲の人から受けた二次的被害の認識>

今までに、周囲の人から二次的被害（事件に関連した事で傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか？



回答者数 110 人

「平成18年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」

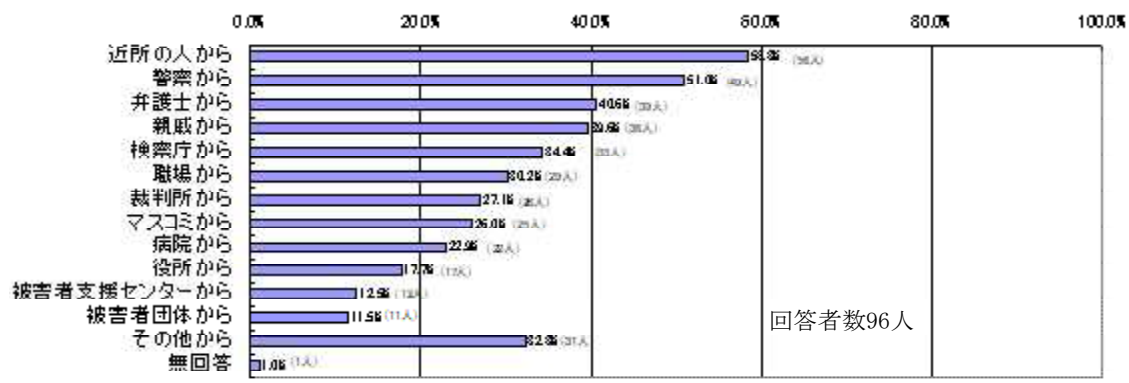
（被害者支援都民センター）より

・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供等により、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>

二次的被害を受けた相手は？



回答者数96人

「平成 18 年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」

（被害者支援都民センター）を基に作成

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復等危害が加えられるのではないかと、不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」等の事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

（参考） ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、本県や警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室のホームページに掲載されている手記等を紹介します。

県：生活環境部県民生活課ホームページ

(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)

・「犯罪被害者の手記」

警察庁：犯罪被害者等施策担当参事官室ホームページ

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h19-3/syuki.html>

・「犯罪被害者白書」

(参考) 捜査、裁判の流れ

① 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」、「起訴」、「裁判」のプロセスをとります。

※ 加害者が少年、特定少年の場合には、手続等に違いがあります。

少年法の改正（令和4年4月） 特定少年（18歳、19歳）

② 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります^{*1}。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③ 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います^{*2}。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※ 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問等ができる場合があります（被害者参加制度：犯罪被害者支援ハンドブック資料編P18参照）。

⑤ 刑事手続と民事手続

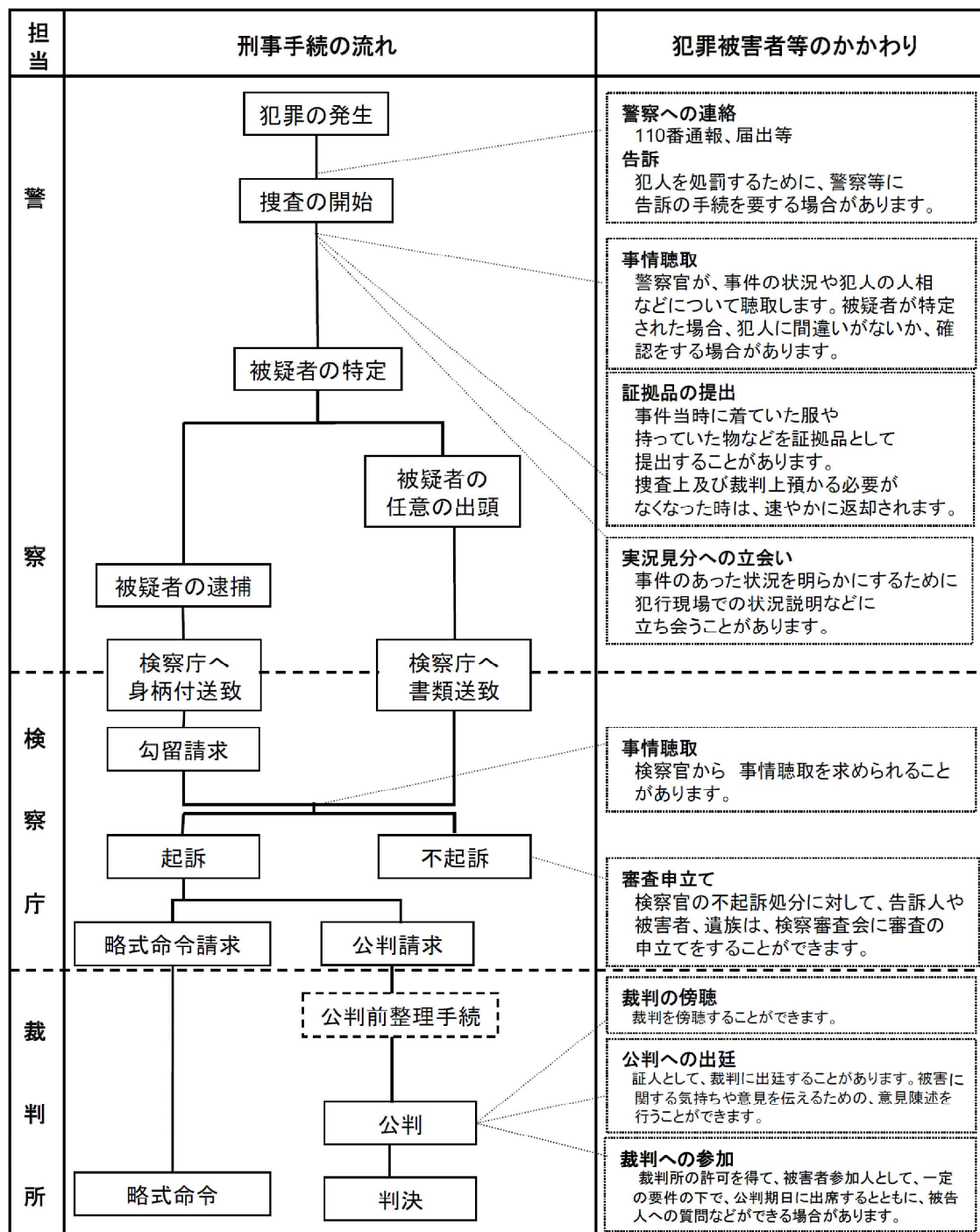
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：犯罪被害者支援ハンドブック資料編P20参照）。

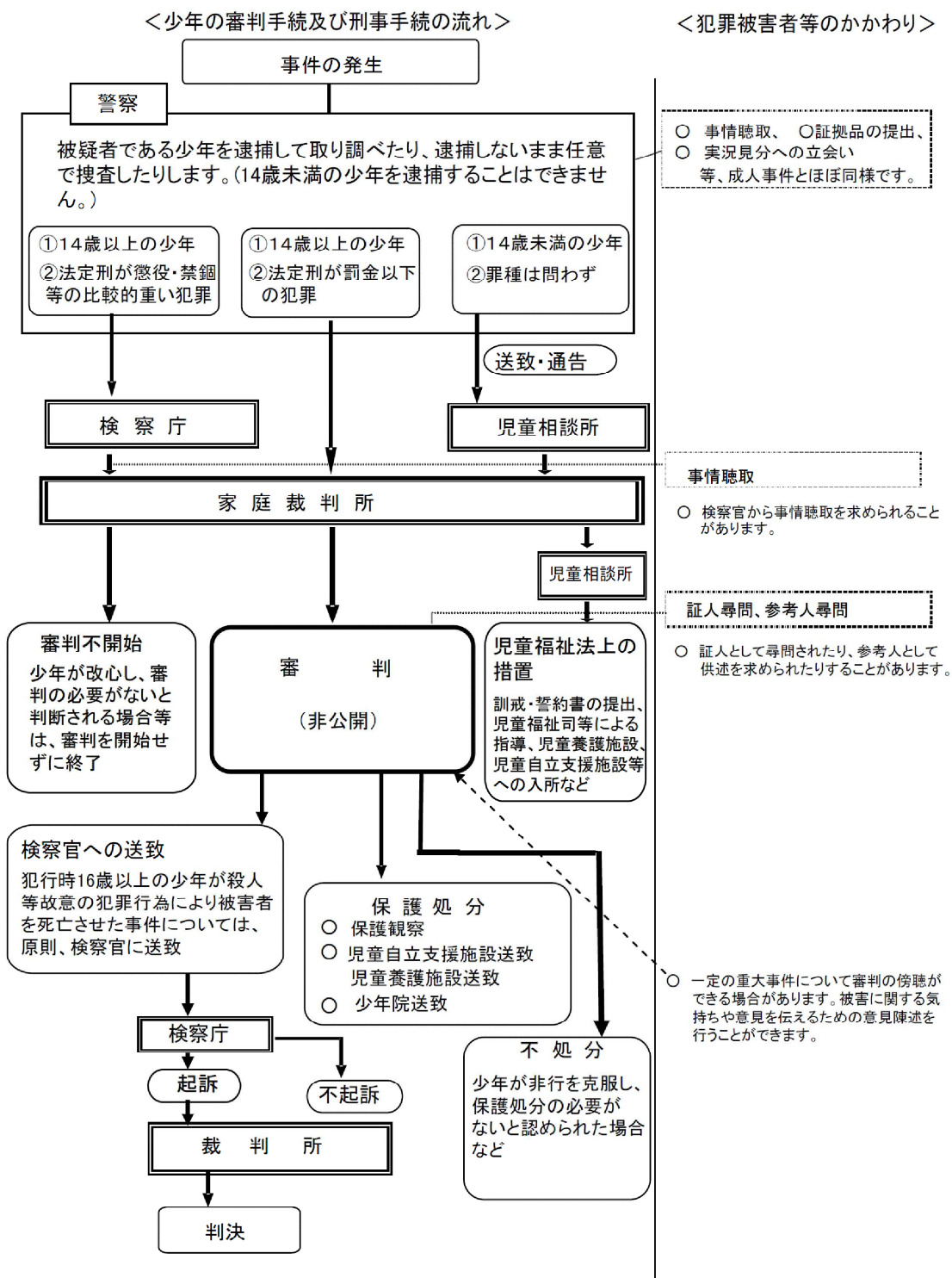
*1 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

*2 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

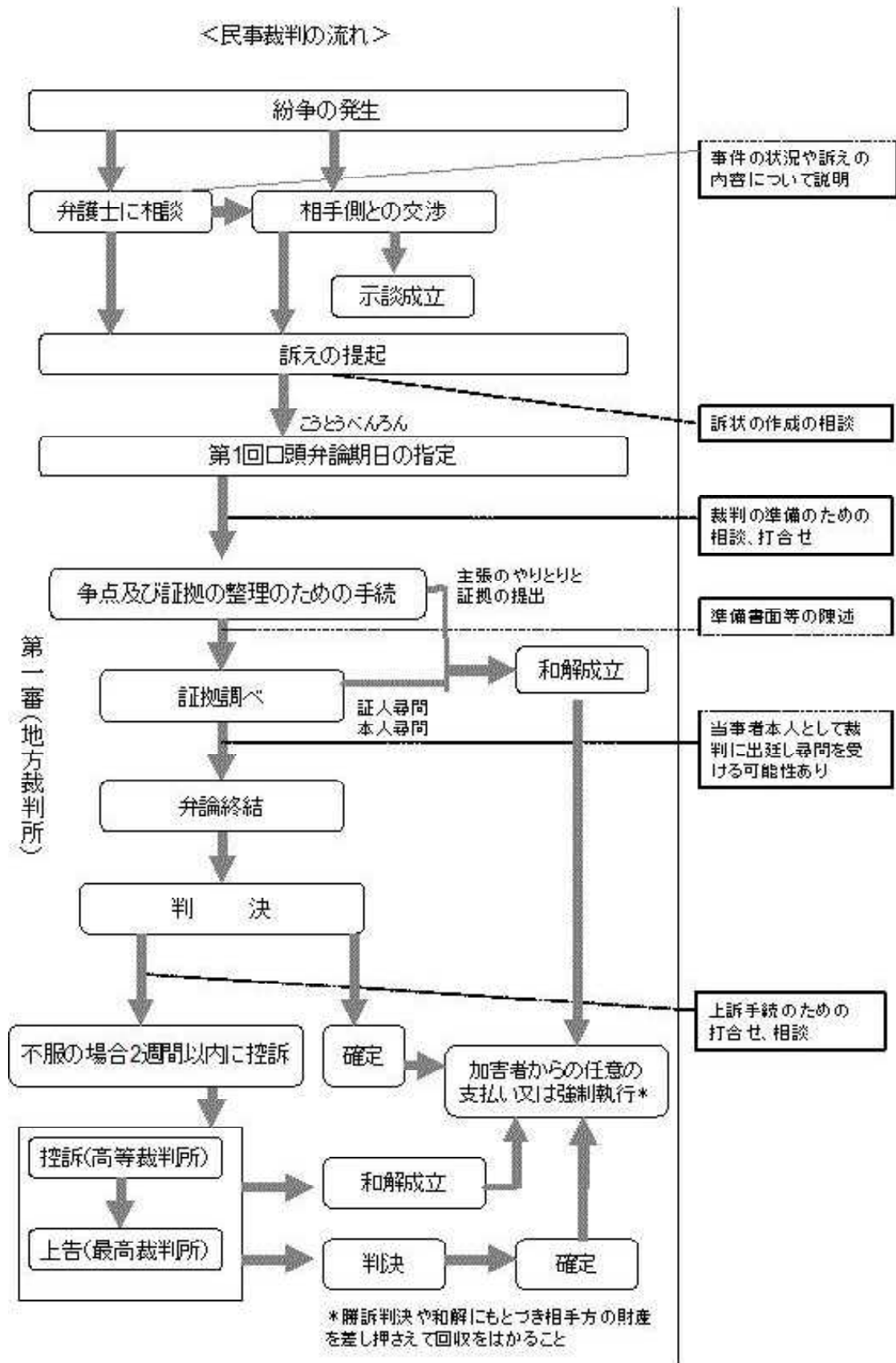
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



2. 支援に携わる際の留意事項

「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

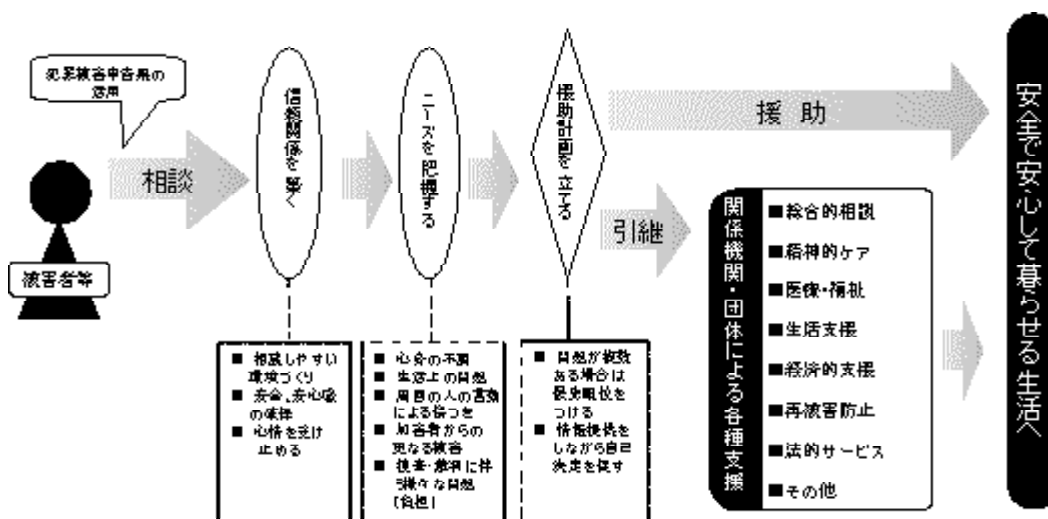
しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

（1）犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

①基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



犯罪被害申告票（基本編添付参照）

②具体的な対応のあり方

●相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

コラム ―犯罪被害申告票について―

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、そのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

●安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるところかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、関係機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

●相談内容を受け止める

- ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・ 被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・ 自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・ 話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

●相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、必要と思われる情報、手続き、利用できる資源等のメニューや選択肢を示す。

●支援計画を立てる

- ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）また、所属機関での対応が困難なものについては、関係機関につなぐことを検討する。
- ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く

- ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・ 支援者の意見を押しついたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・ 関係機関・団体と連携する。（基本編P23以降参照）

●秘密保持に留意する

- ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●被害からの回復を焦らない

- ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子供がいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答であっても、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

○適切な応答例

- ・ご心中、お察しします。
- ・本当にお気の毒です。
- ・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・悲しんでいいですよ。
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・（このような体験をしたら）今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・無理をする必要はありません。
- ・よく頑張ってこられましたね。
- ・ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。

同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

○対処方法の例

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

（２）被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、資料編P8以降参照）。それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注） ●＝原則すべての人が対象となる支援等 ★＝対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

（特徴）

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害が大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

（対応上の注意点）

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともない精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなどにより後日確認できるようにするなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。（連絡先）市町村（資料編P24, 25）、警察署（資料編P25, 26）

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先) 警察署 (資料編P25, 26)、海上保安部 (資料編P53)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)
年金事務所 (資料編P54)、勤務先庶務担当

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(連絡先) 税務署 (資料編P36)
弁護士会 (資料編P28)
司法書士会 (資料編P55)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26, 33)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子(18歳に到達する年度末まで)のある妻または子に支給されます。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき遺族に支給されます。

(連絡先) 年金事務所 (資料編P54)
共済組合又は勤務先庶務担当

★見舞金

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族に対し、市町村が見舞金を支給します。(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

子供が遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

(連絡先) (公財) 犯罪被害救援基金 (資料編P33)

警察署 (資料編P25, 26)

日本財団 (まごころ奨学金 <https://nf-yoho.com/scholarship/>)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察本部・警察署 (資料編P25, 26)

弁護士会 (資料編P28)、法テラス (資料編P28)

★異議申し立て

テレビ・ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」に、雑誌の人権侵害に対しては「雑誌人権ボックス」に異議申し立てをすることができます。

(連絡先)

「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330

<https://www.bpo.gr.jp/>

「雑誌人権ボックス (M R B)」

FAX:03-3291-1220

<https://www.j-magazine.or.jp/user/opinion/detail/1>

資料編 弁護士会 (資料編P28)

法テラス (資料編P28)

【暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応】

（特徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

（対応上の注意点）

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

（連絡先） 警察署（資料編P25, 26）

医療費の援助として、以下のような制度があります。

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しをします。

（連絡先） 事業主、全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部（資料編P55）、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険、後期高齢医療）、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先） 同上

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先） 税務署（資料編P12, 36）

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療（統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継

続的に要する程度の症状にあるもの)、育成医療(身体上の障害・疾患があり、その障害・疾患にかかる医療を行わないと将来において障害を残すと認められ、手術等確実な治療効果が期待できる医療を要する18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持って障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 市町村(資料編P24, 25)、保健所(資料編P47, 48)、通院している医療機関

★乳幼児医療費助成(福祉医療制度)

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村(資料編P24, 25)

★ひとり親家庭等医療費助成(福祉医療制度)

母子・父子家庭等の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 福祉事務所(資料編P33, 34, 35)

傷害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署・警察本部(資料編P25, 26)

★見舞金

故意の犯罪行為により身体に傷害を受けた者に対し、市町村が見舞金を支給します。

(連絡先) 市町村(資料編P24, 25)

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

(連絡先) 福祉事務所(資料編P33, 34, 35)

※ 市に住んでいる方は市福祉事務所、町村に死んでいる方は県福祉事務所

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(資料編P24, 25)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(連絡先) 税務署 (資料編P36)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先) 年金事務所 (資料編P54)、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

秋田障害者職業センター 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4-48

☎018-864-3608

子供が被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26, 29)

暴力団壊滅秋田県民会議 (資料編P29)

【交通事故に遭った人等への対応】

（特徴）

交通事故は、過失運転致死傷、危険運転致死傷等の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

（対応上の注意点）

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故で怪我をした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時は怪我に気付かなかったが、後で怪我が明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

（連絡先） 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

（連絡先） （公財）交通事故紛争処理センター（資料編P31）、生活センター（資料編P30）、警察署・警察本部（資料編P30, 31）、日弁連交通事故相談センター（資料編P31）、（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（資料編P31）、（一社）日本損害保険協会そんぽADRセンター（資料編P32）

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) (公財) 交通遺児育英会 (資料編P32)

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財) 交通遺児等育成基金 (資料編P32)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) (独) 自動車事故対策機構 (資料編P32)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(連絡先) (公財) 交通遺児等育成基金 (資料編P32)

【性犯罪に遭った人等への対応】

（特徴）

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P2「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSD に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者の性別や本人の希望を踏まえ、女性（又は男性）の支援者が対応することが必要です。

（対応上の注意点）

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。

（連絡先） 警察署・警察本部（資料編P25, 26, 44）

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像等を聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服等）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

（連絡先） 警察署・警察本部（資料編P25, 26, 44）

すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、緊急避妊薬を服用することにより、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。

警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

また、「ほっとハートあきた」では、支援員による医療機関や警察等への付添支援、産婦人科医療機関の紹介や検査費用等の助成等の医療的支援を行います。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26, 44)

秋田被害者支援センター (資料編P26)

ほっとハートあきた (資料編P44)、産婦人科

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科 (すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に付添いを行います。

(連絡先) 警察署 (資料編P25, 26)、秋田被害者支援センター (資料編P26)

ほっとハートあきた (資料編P44)

●特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

検査は完全予約制で検査日が決められています。事前に各保健所へ連絡をしてください。

(連絡先) 保健所 (資料編P47)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師等が付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わせないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 検察庁(資料編P27)、裁判所(資料編P27)
秋田被害者支援センター(資料編P26)
ほっとハートあきた(資料編P44)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先) 警察：性犯罪被害相談電話(資料編P44)・性犯罪相談室(資料編P44)
(公社)秋田被害者支援センター(資料編P26, 46)
ほっとハートあきた(資料編P44)

※参 考

「(公社)秋田被害者支援センター」の特別支援事業

性犯罪(強姦、強姦致傷、強制わいせつ致傷等)及び配偶者からの暴力、ストーカー行為、傷害等の被害者に対して治療費や転居費用等を補助する事業です。

性犯罪被害者に対しては、怪我の治療費、性感染症の検査料、妊娠検査薬、転居費用等を補助します。

- ・対象者：性犯罪の被害時に県内に在住していた者、又は県内で被害に遭った者のうち警察に被害届を出している者
- ・金 額：1人に対し10万円まで補助(病院等の領収書が必要)

「ほっとハートあきた」の支援事業

電話や面接による相談や、支援員による医療機関や警察等への付添支援、産婦人科医療機関の紹介や検査費用等の助成等の医療的支援、臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援及び弁護士等の紹介等の法的支援を行います。

性暴力は「魂の殺人」とも言われ、被害者の尊厳を踏みしめる犯罪です。

あなたは何も悪くありません。
あなたの心と体が一番大切です。

「ほっとハートあきた」では、専門の相談員があなたの声に耳を傾け、全力でサポートします。

まずは、ご相談ください。
秘密は厳守します。

【性暴力とは】

- 本人の望まない性的な行為は、すべて性暴力です。性暴力は個人の尊厳を踏みしめ、著しく人権を侵害する行為です。
- レイプや強制わいせつ(未遂も含む)だけでなく、パートナーの意に合わない、強制された性的行為や性的虐待なども含まれます。
- また、性的な言動により自尊感情を著しく傷つけられることも性暴力に含まれます。

専用相談電話
0800-8006-410
(秋田県内からの電話は通話無料)
月～金曜日 10:00～19:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
※上記以外の時間帯は国のコールセンターにつながります。

メール相談
メールでも相談できます

秋田県
秋田県産婦人科医会
秋田県警察
(公社)秋田被害者支援センター
【ほっとハートあきた】

秋田県、秋田県警察、秋田県産婦人科医会、秋田被害者支援センターは、性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定を締結しています。

発行：秋田県生活環境部県民生活課
〒010-8570 秋田市山王 4-1-1
TEL018(866)1522

性暴力被害にあわれた方へ

ひとりで悩んでいませんか？
ためらわずご連絡ください。

あきた性暴力被害者サポートセンター
ほっとハートあきた

- 「ほっとハートあきた」は、秋田県が設置し、県から委託を受けた公益社団法人秋田被害者支援センターが運営する支援拠点です。
- 性暴力の被害者やその家族等からの相談を受け、実望に応じた支援のコーディネートを行います。

秋田県

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

（特徴）

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。

そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

（対応上の注意点）

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子供の状況等の確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関等の専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷等の写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必

要です。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P. 25, 26)、女性相談所等 (資料編P45)
配偶者暴力相談支援センター (福祉事務所) (資料編P45)
医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」等相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家等一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合等には、女性相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センター等の専門機関につなぎます。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱等の手続について相談できます。

(連絡先) 配偶者暴力相談支援センター (福祉事務所) (資料編P45)
市町村 (資料編P24, 25)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令： 被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令： 被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令： 被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26)
配偶者暴力相談支援センター (福祉事務所) (資料編P45)
地方裁判所 (資料編P27)

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票等の居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

●就労に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク (資料編P39)

★公共職業訓練

就業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

また、障害者やひとり親家庭等の母等がハローワークの受講指示を受けて、公共職業訓練を受講する場合、訓練手当を受給できる制度もあります。

(連絡先) ハローワーク (資料編P39)、ポリテクセンター秋田、ポリテクカレッジ秋田、技術専門学校 (資料編P40)

★ひとり親家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供します。

(連絡先) ひとり親家庭就業・自立支援センター (資料編P40)

【ストーカー被害に遭った人への対応】

（特徴）

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨み等の感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、住居付近等のうろつき等
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際の要求
- ④ 粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒否後の連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSメッセージ・文書等
- ⑥ 汚物等の送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

改正法（令和3年6月15日施行）

（対応上の注意点）

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するめに、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

（連絡先） 警察署・警察本部（P25, 26）

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、公安委員会による禁止命令

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。また、つきまとい等をして不安を覚えさせる行為をした者に対して公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26)

★住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票等の居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。

なお、申出を受けた市町村長は、措置の必要性を認めた場合、住民票の写し若しくは戸籍の付票(以下「住民票の写し等」という。)の交付請求又は住民基本台帳の閲覧台帳の閲覧請求があっても応じない措置をとります。

(連絡先) 市町村 (資料編P24, 25)

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) N T T、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーの貸し出し、紹介を行っています。

(連絡先) 警察署・警察本部 (資料編P25, 26)

(公社) 秋田被害者支援センター (資料編P26)

【虐待された子供（児童）への対応】

（特徴）

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子供（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。

児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子供の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。

さらに、それらの影響は子供の人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行等につながる場合もあります。

被害を受けた子供に適切な対応がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子供に虐待をしてしまうこともあります。

子供虐待は何より子供の命と安全を守るために、あらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

（対応上の注意点）

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子供や親が通告を拒む場合であっても、子供の安全を守るためには通告が必要です。

虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子供、家族にどのような関わりをしたら良いか、子供や親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

ア) 子供自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子供のペースで話を聞きます。

子供の訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待等については子供自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。

被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子供の置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

(連絡先) 市町村(資料編P24, 25)

児童相談所(資料編P42)、家庭児童相談室(資料編P42)

コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子供を守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子供が大怪我をしているなど、児童相談所に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署(110番)、消防署(119番)

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子供や家族についての調査を行います。

子供の置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。

必要な場合は保護者に対し子供への通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員等による支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。

ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立

てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会^{*}等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。

地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子供虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子供をしつけるのに、他人が口を出すな」、「俺は親権者なんだから子供を叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子供虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

^{*} 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

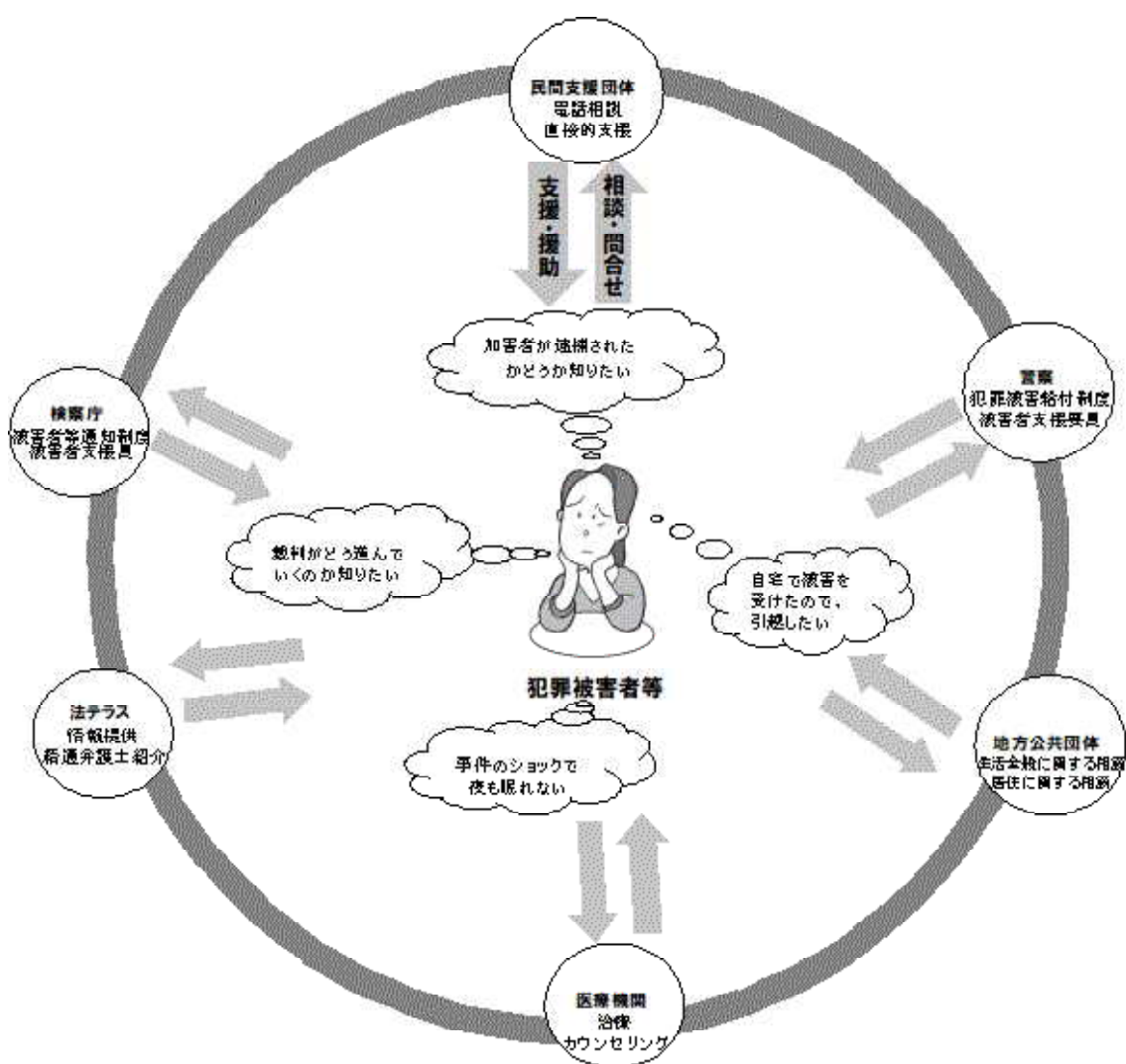
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望めます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

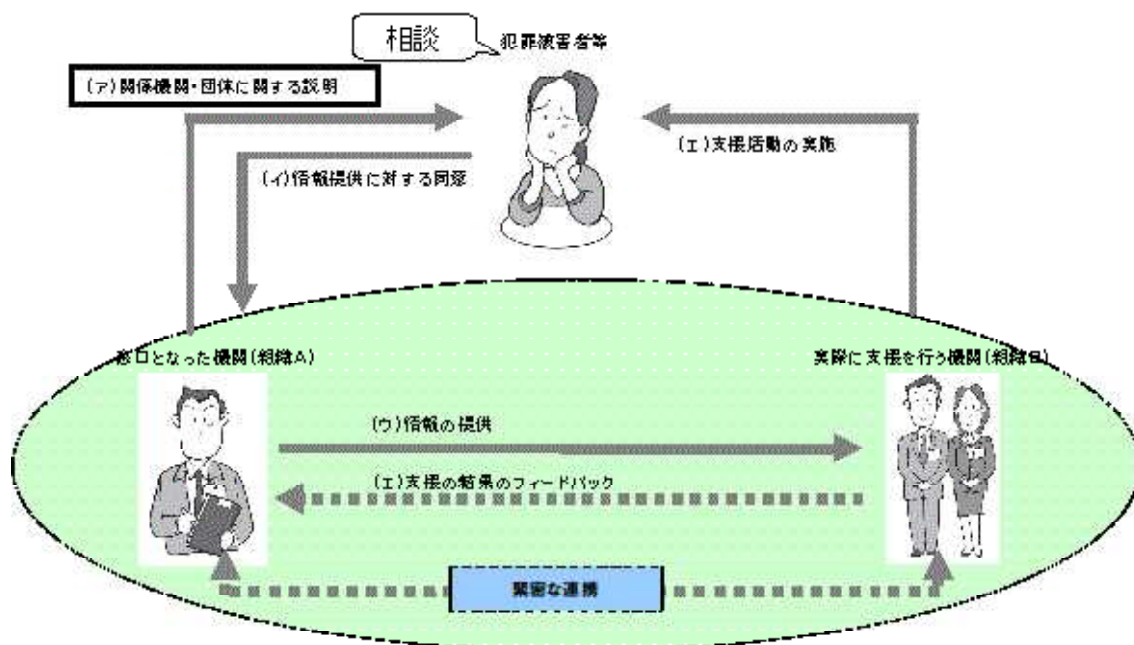
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。

その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。

また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しない

ことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。

また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために、組織Bでの対応が必要であることを伝え、理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。（※伝達方法の参考として様式をP40, 41に添付する。）

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織

Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。

また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。

また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報への取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。

特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

ア 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。

互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

イ 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなないように努めてください。

「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

ウ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。

不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。

当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

エ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどにより、絶対に情報が流出することのないように注意してください。

不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被 害 発 生 日	年 月 日
	被害の種類	☐ 殺人 ☐ 傷害 ☐ 交通事件 ☐ 性暴力 ☐ 配偶者からの暴力 ☐ 子供虐待 ☐ その他（ ）
	被害当事者との関係	☐ 被害当事者 ☐ 家族・遺族 ☐ その他（ ）
	被害発生場所	☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ 職場 ☐ その他（ ）
	そ の 他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要 望	☐ 総合的に相談したい			
	☐ 医療相談	☐ 精神的ケア	☐ 就職相談	☐ 住居相談
	☐ 経済的支援	☐ 子育て相談	☐ 福祉相談	☐ マスコミ対応
	☐ 捜査・刑事裁判 に関する事	☐ 損害賠償等 の法律相談	☐ 加害者の情報 提供	
	☐ その他			
	特記事項（相談にあたって配慮してほしいこと等）			

(別添2)

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先： 電話 () 住所 メールアドレス
	☐ 被害当事者 ☐ 家族・遺族（続柄 ()） ☐ その他 ()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： ☐ 自宅 ☐ 学校 ☐ 職場 ☐ その他 ()
	被害の種類： ☐ 殺人 ☐ 傷害 ☐ 交通事件 ☐ 性暴力 ☐ 配偶者からの暴力 ☐ 子供虐待 ☐ その他 ()
当該被害による 心身の状態	通院歴： ☐ あり ☐ なし
	通院状況： ☐ 通院中 ☐ 終止、後遺障害： ☐ あり ☐ なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	☐ あり ☐ なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。



犯罪被害者等支援ハンドブック —令和4年度版—

令和4年7月

発 行 秋田県生活環境部県民生活課
安全安心まちづくり・交通安全班
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
電話番号 018-860-1522